

会社法施行と経営状況分析の変更点 ⑩ 分析機関の業務取扱い上の変更点(その3)

はじめに

「会社法施行と経営状況分析の変更点」の10回目は、前回に引き続き、私ども、登録経営状況分析機関の業務取扱い上の変更点について解説してまいります。最終回の今回は、疑義チェックに関する取扱いについての変更点についてです。

なお、いつものとおり、意見に亘る部分は私見でありますので、あらかじめご了承ください。

1. 疑義チェック項目取扱いの変更点

(1) 疑義チェックとは

疑義チェックについて、私なりに定義してみますと以下ようになります。

「疑義チェックとは、経営状況分析のために申請された財務諸表が、Y点の結果を本来あるべき数値より高くなるように改ざんされたものである可能性(=疑義)を複数の算式を用いて測るものである」

疑義チェック項目とは、上記定義における「複数の算式」のことを指しますが、疑義チェック項目は、従来から非公開とされており、この点は、取扱い変更後も変わっておりません。これは、疑義チェック項目を一般に公開してしまうと、各疑義チェックの項目に抵触しないように巧妙に財務諸表を改ざんする者が出てくるおそれがあるためだと思われれます。

(2) 疑義チェックの手續

疑義チェック項目は、飽くまで「財務諸表改ざんの可能性」を測るものであり、提出された財務諸表が疑義チェック項目の基準に抵触したとしても、これすなわち、意図的な改ざんがあったと判断されるものではありません。

疑義チェック項目に抵触した場合には、当該疑義チェック項目の内容に応じて、必要とされる追加の資料の提出を求めるとともに、申請者に対して必要とされる質問を行い、提出された財務諸表が改ざんされたものであるかどうかについて、登録経営状況分析機関が判定を下すこととなります。

疑義チェック項目にひとつでも抵触した財務諸表については、上記判定結果の如何に関わらず、疑義の内容、追加確認資料及び質問事項、並びに判定結果及びその理由を国土交通省に報告することになります。

(3) 疑義チェック手續の免除規定

従来の取扱いでは、疑義チェックに抵触した場合には、例外なく(2)に記載の手續を実施することとされていましたが、改正後は、以下の場合には、疑義チェック手續の全部または一部を行わないことができることとなりました。

① 申請会社が以下に該当する場合

- ・ 有価証券報告書提出会社
- ・ 会計監査人設置会社
- ・ 会計参与設置会社

② 売上高の金額が一定額以下である会社または個人

上記①の有価証券報告書提出会社及び会計監査人設置会社は、それぞれ証券取引法及び会社法の規定により、公認会計士または監査法人による監査を受けることが義務付けられている会社であり、これらの会社については、『独立監査人の監査報告書』の提出を受けることにより、疑義チェック手續の実施が免除されます。会計参与は、会社法で新たに設定された会社の機関であり、公認会計士または税理士が会計参与として会社の決算実務に関与します。この場合、『会計参与報告書』の提出を受けることにより、疑義チェック手續の実施が免除されます。これらの会社について疑義チェック手續が免除されるのは、いずれの会社も、会計(または税務)のプロフェッショナルが会社の決算に関与しているため、敢えて疑義チェック手續を実施する必要性がないと判断されるためと思われれます。

②の売上高の金額が一定額以下である会社または個人については、極小規模な会社または個人についてまで、詳細な疑義チェックの手續の実施を行うことにより事務作業が膨大化することと、制度の実効性を比較考量した結果の措置であると思われれます。なお、「一定額」の金額については、非公開とされています。

2. おわりに

10ヶ月にわたりお送りしてまいりました、『会社法施行と経営状況分析の変更点』も今回で終了です。皆様の申請実務に少しでも参考にしていただければ幸いです。

(取締役 公認会計士・税理士 矢島和彦)